

勉強わからへん やる気でえへん
しんどいねん おとなは信用できへん
家、いややねん

夢なんかない 仕事あるか不安やねん

いじめられんのんもう嫌や

大人になりたないねん

むかつくねん

もうあかん

おなか空いた

学校なんてなくなればい

子どもも大人も
もう限界です

本当はコワイ教育基本条例案

学校がなくなる・・・

地元の学校が次々と廃校に!

いま、地元の府立高校では、経済的・家庭的にシンドイ生徒や、さまざまな事情を抱える生徒たちが、協力したり助け合ったりしながら勉強やクラブや行事に取り組んでいます。それなのに、教育基本条例案は、3年連続で定員割れした高校はつぶすとしています。しかも、募集人員を少なくすることさえ禁じています。何が何でも高校をつぶして教育予算を減らすつもりなのです。

小学校や中学校では、すべての学校の学力テストの点数をHPで公表するとしています。塾や家庭教師派遣会社などはここぞとばかりに宣伝につとめるでしょう。そして、人気のない学校はここでもつぶされていきます。地域によっては、遠くの小学校や中学校に通わなければならなくなるのです。

「とにかくいっぺん変えてほしいねん」
これは貧困と格差にあえぐほとんどの大阪に住む人々の切実な思いです。しかし、維新の会が提案している教育基本条例案で大阪の教育は本当によくなるのでしょうか？

先生もいなくなる・・・

いつ、だれが、クビになるかわからない！

橋下知事の3年間で教育予算は583億円削られました。さらにできるだけ安上がりにしようと非正規の先生を増やしています。

教育基本条例案では、無理やり校長に低い評価をつけさせ先生たちをクビにできるようにしています。情熱を持った先生の卵たちは、競争と命令の教育基本条例案に嫌気がさして大阪で就職することを躊躇しあげています。このままいけば、大阪からいい先生はいなくなってしまいます。

子どもたちはどうなる・・・弱肉強食の世界へ！

教育基本条例案の競争は、サッカーの試合のように、次はがんばろうと思えるようなものではなく、競争に負けたものは、打ちのめされ、さげすまれ、人間としてのプライドまで奪われてしまいかねないものです。そのときに用意されている言葉は「自己責任」です。

私たちは、取り返しのつかないことが起こる前に、もう一度教育基本条例案を見る必要があるのではないかでしょうか。

あなたはそれでも「教育基本条例」に賛成ですか？

各方面からわきおこっている
「教育基本条例案」反対の声

堺市教育委員会 2011・12・8

教育行政における政治的中立性を否定するものであり、教育関連法規に抵触する内容が多く含まれており、将来にわたり、本市の子どもたちの教育に望ましい影響を及ぼすものとは考えられず、教育委員会として是認できるものではない。

堺からのアピール 2011・11・4

小股憲明さん(大府大名誉教授・教育学)他、賛同人 618 名
規範意識、義務、自己責任、愛国心、社会からの恩恵への還元など権威に服従することのみが強調。それによって教育の質が向上しないことは既に英米の経験で実証済みです。

公教育計画学会 2011・12・6

子どもの学習権保障、教育の機会均等、共生教育、公教育の無償化などを基本原則とすべき公教育の新たな仕組みや内容を計画的に作り出すことを目的とした研究活動をしている学会としては、この条例案の成立を看過することができない。

関西こども文化協会 2011・11・22

今、府民の間に学校教育への不満、ひいては教育行政への不信が少なからずあることは否定できません。教育基本条例案の背景にはそうした危機意識が存在するでしょう。何かを変えなければ、教育は変わらない——しかし、変える何かは、この教育基本条例ではありません。

文化人反対アピール 2011・11・17

【よびかけ人】池田香代子、尾木直樹、竹下景子ら 【賛同者】あさのあつこ・杉良太郎・山田洋次・辺見庸…ら 58 名
大阪にとどまらず日本社会全体にとって見過ごせない問題であると考え、このアピールを発表することにしました。知事や議会が教育上、何が正しいかを決定し、それに異議をとなえる者を排除していくことは、教育の力を萎えさせ、子どもたちから伸びやかな成長を奪うものです。

大阪府 PTA 連盟協議会 2011・10・9

この条例案を読めば読むほどに条例案の改善・撤廃をお願いしたく府高 PTA の役員総意の元で作成しました。「児童生徒の保護者も、部活動を初めとする学校運営に参加するなど、主体的に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。」ご存じのように経済が今までにない程の不景気で家族を守ることが至難の時に、まして変動しての勤務時間帯の中どうして計画的に学校に通うことが出来ますか？ 部活は週1回？ 子どもが2人・3人いたら？ 介護を必要とする家は？

日本バプテスト連盟 2011・11・11

憲法は思想、良心、信教の自由を定めています。しかし両条例案は、先の「君が代」起立条例と深く関連し、生徒、児童に起立を強制し、職員には起立を職務命令とし、従わない職員を処分できるものとなっており、憲法に違反しています。両条例案の撤廃を強く求めます。

日本ペンクラブ 会長声明 2011・9・26

これはまるで工場の品質管理です。工業製品であれば一定の品質確保は大事ですが、それが人間に向けられると、不適格とされた人が生活を奪われるだけでなく、教育の場に均質の教職員だけが残り、均質の教育が行われ、均質の子供たちが育ってくることになる。果たしてそんなことで、「常に世界の動向を注視しつつ、激化する国際競争に対応できる」人が育つでしょうか。

大阪弁護士会 会長声明 2011・9・15

教育行政が地方自治体の教育委員会にゆだねられているのは、明治憲法下で中央政府が教育行政を管轄し、国定教科書をはじめとして国家主義的教育を中央集権的に進めたことに対する反省からきている。府議会が教育行政に介入して、教職員の懲戒の基準を定めることは、地方教育行政組織法に違反し、教育委員会を不当な支配のもとにおくことになる。

大阪労働者弁護団声明 2011・11・27

両条例の問題点、違法性は枚挙にいとまがないが、憲法、地方公務員法、教育基本法など既存の法体系を無視し、公務労働者と教員を市民の「敵」に仕立て上げて攻撃の対象とし、自治体職場と学校現場を破壊しようとするものである。校長の任期付任用を通して、結局は教育現場の末端まで独裁を押し通そうとするのである。